

産業廃棄物の
多量排出事業者制度の手引き
(建設系事業者用)

平成 23 年 4 月

はじめに

産業廃棄物の多量排出事業者制度は平成 3 年に導入され、平成 9 年度の法改正においては、これらの事業者が作成する処理計画に関して、廃棄物の減量という視点を設けることが明確化されました。さらに、平成 12 年 6 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）」の改正により、前年度の特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者がそれぞれの多量排出事業者とされ、多量排出事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下、「処理計画」という。）を作成し、和歌山市長（以下単に「市長」という。）に提出していただく必要があります。また、その計画の実施状況について、翌年の 6 月 30 日までに市長に報告書（以下、「実施状況報告書」という。）を提出していただくことになっています。

提出された処理計画や実施状況報告書は市長がインターネットの利用により公表するものとされ、情報公開のもとで、事業者の自主的な取組みによる産業廃棄物の減量化等が促進されることが期待されております。

また、平成 23 年 1 月の法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正により、処理計画及び実施状況報告書の記載内容及び様式が変更され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されたため、変更内容を反映し、手引きを作成しました。ただし、本手引きは、環境省作成の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」の改訂等があった場合には、必要に応じて改訂を実施する予定です。

処理計画及び実施状況報告書の取りまとめに当たっては、この手引きを活用していただき、建設廃棄物の再生利用、減量化及び適正処理の自主的取り組みをより一層推進していただきますようお願いいたします。

目 次

1. 建設業に係る多量排出事業者制度について	P 1
2. 処理計画 及び 処理計画実施状況報告書の作成単位	P 2
3. 処理計画 及び 実施状況報告書の提出者	P 3
4. 処理計画等の様式	P 3.
5. 公表について	P 3
○ 参考資料 1 廃棄物処理法（関係部分抜粋）	P 4
○ 参考資料 2 主な産業廃棄物の種類と比重	P 6
● 産業廃棄物処理計画の記入要領・記載例	P 9
● 産業廃棄物処理計画実施状況報告書の記入要領・記載例	P 17

平成 23 年 4 月 1 日から、処理計画書又は処理計画実施状況報告書を提出しない事業者は、20 万円

以下の過料の対象になりますので、ご注意ください。

1. 建設業に係る多量排出事業者制度について

(1) 多量排出事業者の考え方

多量排出事業者とは、法を所管する各行政庁（以下「行政庁」という。）の所管区域内における前年度の特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を設置している者をいいます。多量排出事業者は、処理計画を作成し市長に提出していただき、翌年度、処理計画実施状況報告書を提出していただく必要があります。

(2) 「事業場」とは建設業においては「作業所（現場）」が該当します。ただし、処理計画等の作成は「作業所（現場）」を総括的に管理している支店や営業所を単位とします。

(注) 「作業所（現場）」と「支店等」とが異なる行政庁の所管区域内に位置する場合は、「作業所（現場）」が位置する各行政庁の所管区域の事業場になります。

(3) 「建設業」とは日本標準産業分類の「大分類 D-建設業」に該当する業種をいい、次の中分類の業種が該当します。

- 中分類 06 総合工事業

一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業

- 中分類 07 職別工事業（設備工事業を除く）

大工工事業、鉄骨・鉄筋工事業、塗装工事業、床・内装工事業 他

- 中分類 08 設備工事業

電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業 他

(4) 「前年度」とは、前年の 4 月 1 日から本年の 3 月 31 日までです。したがって、工期が複数年度にまたがる工事の場合であっても、全工事期間からの発生量ではなく前年度分のみの発生量で考えます。

(5) 「産業廃棄物」には汚染土壌など土砂の類や有価物は含まれませんが、法第 14 条の「専ら物」(古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維)は廃棄物に含まれます。

(6) 「排出量」とは、各行政庁の所管区域内での、支店等ごとに当該支店等が統括する全ての作業所(現場)から発生する産業廃棄物の量を加算した量であり、自社で脱水、焼却、再利用等による処理をする前の量です。

よく聞かれる質問で、建設汚泥の発生量の場合は以下ようになります。

- ① 建設汚泥発生工程あるいは、一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれている場合：その脱水・乾燥工程の後の重量。
- ② 建設汚泥発生の一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれておらず、同一事業所(敷地)内に脱水・乾燥施設を設けている場合：脱水・乾燥工程前の重量。
- ③ 建設汚泥発生の一連のプロセスの中に脱水・乾燥工程が組み込まれておらず、事業所(敷地)内で脱水・乾燥を行わない場合：発生時点での重量。

2. 処理計画及び処理計画実施状況報告書の作成単位

- (1) 各行政庁の所管区域内の作業所(現場)を総括的に管理している支店等ごとに当該行政庁の所管区域内に係る処理計画を作成してください。
- (2) 処理計画を提出した多量排出事業者は、翌年度、その処理計画に対する実施状況報告書を提出していただくことになります。
- (3) 支店等が処理計画を作成する場合において、作業所(現場)の一部が当該年度に撤去されて存在しないときは、その作業所(現場)は当該年度の処理計画には含まれません。(多量排出事業者の判断に用いる前年度の発生量については含まれることとなります。)
- (4) 建設工事等における排出事業者は、元請業者が該当します。
- (5) 共同企業体(JV)においては、その構成員の代表会社が該当します。

3. 処理計画及び実施状況報告書（処理計画等）の提出者

処理計画及び処理計画実施状況報告書（以下、「処理計画等」という。）の提出者は、多量排出事業者が法人の場合は法人の代表者です。（印鑑不要です。）

ただし、処理計画等の作成単位である支店等の代表者で提出することもできます。

4. 処理計画の様式

（1）（特別管理）産業廃棄物処理計画書

産業廃棄物処理計画書、特別管理産業廃棄物処理計画の様式は、それぞれ施行規則（規則様式第2号の8、第2号の13）で定められており、所定の事項を記載した書面を提出していただくことになります。記入要領・記載例（P9）を参考に作成してください。（記載例は、産業廃棄物処理計画書ですが、特別管理産業廃棄物処理計画書についても、準用して作成してください）。

（2）（特別管理）産業廃棄物処理計画書実施状況報告書

産業廃棄物処理計画実施状況報告書、特別管理産業廃棄物処理計画書の様式は、施行規則（規則様式第2号の9、第2号の14）で定められており、所定の事項を記載した書面を提出していただくことになります。記入要領・記載例（P17）を参考に作成してください（記載例は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書ですが、特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書についても、準用して作成してください）。

5. 公表について

提出のあった「（特別管理）産業廃棄物処理計画書」、「（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書」は環境省令で定めるところにより公表することになっています（法第12条第11項、第12条の2第12項）。これまでは、各行政庁の産業廃棄物担当課の窓口で、1年間公衆の縦覧に供する形で公表していましたが、施行規則改正により、平成23年10月1日からはインターネットの利用により公表することになります。

法律

第12条

- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの（次項において「多量排出事業者」という。）は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

施行令

第6条の3(産業廃棄物の多量排出事業者)

法第十二条第九項の政令で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者とする。

施行規則

第8条の4の5(多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)

法第十二条第九項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した**様式第二号の八**による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画期間二次に掲げる事項を定めること。
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第8条の4の6(実施の状況の報告)

法第十二条第十項の規定による報告は、**様式第二号の九**による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

第8条の4の7(計画及び実施の状況の公表)

法第十二条第十一項の規定による公表は、同条第九項の計画の提出及び同条第十項の規定による報告を受けた後、速やかにインターネットの利用により公表することにより行うものとする。

＜特別管理産業廃棄物＞

法律

第12条の2

- 10 その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
11. 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
12. 都道府県知事は、第十項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
13. 環境大臣は、第十項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

施行令

第6条の7(特別管理産業廃棄物の多量排出事業者)

法第十二条の二第十項の政令で定める事業者は、前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者とする。

施行規則

第8条の17の2(多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画)

法第十二条の二第十項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を記載した**様式第二号の十三**による計画書を当該年度の六月三十日までに提出することとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。

二 計画期間

三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

四 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

五 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

六 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

七 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

八 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

九 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

十 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第8条の17の3(実施の状況の報告)

法第十二条の二第十一項の規定による報告は、**様式第二号の十四**による報告書を翌年度の六月三十日までに提出することにより行うものとする。

第8条の17の4(計画及び実施の状況の公表)

法第十二条の二第十二項の規定による公表は、同条第十項の計画の提出又は同条第十一項の規定による報告を受けた後、速やかにインターネットの利用により公表することにより行うものとする。

主な産業廃棄物の種類と比重

参考資料2

コード	廃棄物名(大)	廃棄物名(詳細)	比重
0100	燃え殻	石炭がら, 焼却灰, 炉清掃排出物, 廃活性炭等	1.14
0200	汚泥	排水処理汚泥, メッキ汚泥, 研磨かす, 建設系汚泥, 生コン残さ, 製造工程から出る泥状物等	1.10
0300	廃油	廃潤滑油, 廃切削油, アルコール等の廃溶剤, 廃タールピッチ, 固形石鹼等	0.90
0400	廃酸	廃硫酸, 廃塩酸, 廃定着液 廃鉛バッテリー液等	1.25
0500	廃アルカリ	廃ソーダ液, 廃アンモニア液, 廃現像液, 金属石鹼廃液, 自動車不凍液 等	1.13
0600	廃プラスチック類	廃タイヤ, 自動車用プラスチックバンパー, 廃農業用ビニール, プラスチック製廃容器包装, 発泡スチロール, 発砲ウレタン, 発泡ポリスチレン, 塩化ビニル製建設資材等	0.35
0700	紙くず	紙, 板紙のくず, ダンボール等 (紙・紙加工品製造業, 印刷出版業等に限る) 新築, 改築, 増築, 除去等に伴う紙くず(建設業)	0.30
0800	木くず	木材片, おがくず バーク類, 廃木製パレット等 (木材, 木製品製造業, パルプ製造業等に限る) 新築, 改築, 増築, 除去等に伴う木くず(建設業)	0.55
0900	繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず (繊維工業(縫製を除く)に限る) 新築, 改築, 増築, 除去等に伴う繊維くず(建設業)	0.12
1000	動植物性残さ	魚・獣の骨, 皮, 内臓のあら, のりかす, 醸造かす等 (食料品, 医薬品製造業等に限る)	1.00
1100	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る	0.52
1200	金属くず	空き缶, 鉄くず, 非鉄金属くず, 半田かす 切削くず等	1.13
1300	ガラスくず等	ガラスくず(カレット, ガラス製廃容器包装, ロックウール, 石綿(非飛散性)グラスウール, 岩綿吸音板 等) 陶磁器くず(コンクリートくず, 石膏ボード, ALC 等) (工作物の新築, 改築又は除去によるものを除く。)	1.00
1400	鉱さい	高炉, 平炉, 転炉, 電気炉等の残さ, 鋳物廃砂, 不良鉱石, ボタ, キューポラのノロ等	1.93
1500	がれき類	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生ずるモルタル片, 廃石膏ボード, スレートくず, ガラスくず, 陶磁器くず, その他これに類する不要物 ※木くず, 紙くず, 繊維くず, 廃プラスチック類等が混合している場合は建設系混合廃棄物(2000)に記入すること	1.48
1501	がれき類(コンクリート破片)	コンクリートの破片	1.48
1502	がれき類(アスファルト・コンクリート破片)	アスファルトコンクリート片	1.48
1600	動物のふん尿	牛, 馬, 豚, にわとり等のふん尿	1.00

		(畜産農業, 畜産類似業に限る)	
1700	動物の死体	牛, 馬, 豚, にわとり等の死体 (畜産農業, 畜産類似業に限る)	1.00
1800	ばいじん	大防法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの (電気集じん器捕集ダスト, 集じん器捕集ダスト)	1.26
1900	13号廃棄物	汚泥等のコンクリート固化物など、上記0100~1800及び4000の産業廃棄物を処分するために処理したもの	1.00
2000	建設混合廃棄物	安定型, 管理型建設混合廃棄物 ※がれき類(1500)以外の建設系廃棄物が混合したもの	1.00
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物(建設業より排出される物を除く。)	0.26
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物(建設業より排出される物を除く。)	0.26
2300	シュレッターダスト	工業用シュレッダーで廃家電や廃自動車を破碎し、金属などを回収した後に、産廃として捨てられるプラスチック・ガラス・ゴムなど破片の混合物	0.26
2400	石綿含有産業廃棄物	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物(法第2条第4項)であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(2410~2470以外若しくは混合物で、特管(有害)廃石綿等(7421)を除く)	1.00
2410	石綿(建設混合廃棄物)	石綿含有産業廃棄物を含む混合廃棄物	0.26
2420	石綿(ガラスくず等)	石綿含有産業廃棄物を含むガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
2430	石綿(廃プラスチック類)	石綿含有産業廃棄物を含む廃プラスチック類	0.35
2440	石綿(がれき類)	石綿含有産業廃棄物を含むがれき類	1.48
2450	石綿(紙くず)	石綿含有産業廃棄物を含む紙くず	0.30
2460	石綿(木くず)	石綿含有産業廃棄物を含む木くず	0.55
2470	石綿(繊維くず)	石綿含有産業廃棄物を含む繊維くず	0.12
3000	廃自動車	廃自動車, 廃二輪車, バイク, 自転車	1.00
3100	廃電気機械器具	廃電気機械器具	1.00
3500	廃電池類	廃バッテリー, 鉛蓄電池, 乾電池	1.00
3600	複合材	2つ以上の異なる素材を一体的に組み合わせた材料	1.00
4000	動物系固形不要物	牛, 豚・食鳥等の不可食部分等の不要物 (と畜場, 食鳥処理業に限る)	1.00
7000	特管 引火性廃油	引火性廃油(揮発油類, 灯油類, 軽油類)	0.90
7010	特管 引火性廃油(有害)	引火性廃油(揮発油類, 灯油類, 軽油類)で、基準値を超える特定有害物質(*一覽参照)を含む廃油 (ベンゼン・ジクロロメタン・四塩化炭素など)	0.90

7100	特管 廃強酸	廃酸（pHが2.0以下のもの）	1.25
7110	特管 廃強酸（有害）	廃酸（pHが2.0以下のもの）で、基準値を超える特定有害物質（*一覽参照）を含む酸性廃液（硫酸クロム・絵の具廃液「丹」など）	1.25
7200	特管 廃強アルカリ	廃アルカリ（pHが12.5以上のもの）	1.13
7210	特管 廃強アルカリ （有害）	廃アルカリ（pHが12.5以上のもの）で、基準値を超える特定有害物質（*一覽参照）を含むアルカリ性廃液（水酸化カドミウム・ジクロロリン酸メチルなど）	1.13
7300	特管 感染性廃棄物	感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物）	0.30
7400	特定有害産業 廃棄物	産業廃棄物のうち、危険性が高く人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるもの（7411～7429以外若しくは混合物）	1.00
7411	特管（有害） 廃PCB等	廃PCB等及びPCBを含む廃油	1.00
7412	特管（有害） PCB汚染物	PCBが塗布され、又は染みこんだ木くず・繊維くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず	1.00
7413	特管（有害） PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの	1.00
7421	特管（有害） 廃石綿等	廃石綿等（飛散性）	0.30
7422	特管（有害） 指定下水汚泥	下水汚泥	1.10
7423	特管（有害） 鉱さい	鉱さい（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.93
7424	特管（有害） 燃え殻	燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.14
7425	特管（有害） 廃油	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの）	0.90
7426	特管（有害） 汚泥	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.10
7427	特管（有害） 廃酸	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.25
7428	特管（有害） 廃アルカリ	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.13
7429	特管（有害） ばいじん	ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）	1.26
7430	特管 13号廃棄物	上記7400～7429の特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの	1.00

(特別管理) 産業廃棄物処理計画の記入要領

項目	説明
提出者	提出者は排出事業者が法人の場合はその代表者です（ただし、計画書の作成単位である支店等の代表者で提出することも可能）。」個人の場合は個人の氏名と屋号も記載してください。 <u>代表者印、会社印等は押印しないでください。</u> 住所には郵便番号を記載してください。
事業場の名称	処理計画における「事業場」とは「現場」を総括的に管理している支店や営業所を単位とします。そのため、その支店名、営業所名を記載してください。 ※現場と支店が異なる行政庁に位置する場合は、現場が位置する各行政庁単位で作成になります。
計画期間	通常本年4月1日～翌年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	日本標準産業分類の「大分類D－建設業」に該当する中分類コード及び事業区分（06 総合工事業、07 職別工事業、08 設備工事業）の中からご記入ください。
②事業の規模	元請完成工事高（前年度実績）を記入してください。
③従業員数	事業場の従業員数
④（特別管理）産業廃棄物の一連の処理工程	（特別管理）産業廃棄物の発生から最終処分が終了する一連の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む）を記入してください。別紙に記入していただいてもかまいませんが、同一ファイル内にしてください。
(特別管理) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
管理体制図	役職名と廃棄物処理に係る役割を記入してください。書ききれないときは別紙に記入していただいてもかまいませんが、同一ファイル内にしてください。 <u>個人情報となる社員の個人名等は必ず削除してください。</u>

(特別管理)産業廃棄物の処理の抑制に関する事項	
産業廃棄物の種類・排出量	産業廃棄物の種類ごとの排出量(トン単位)の「①現状(前年度実績)」と「②計画(目標)」を記入してください。 ※産業廃棄物の種類が6種類以上ある場合はページをコピーして追加してください。(以下第3面～第5面についても同様です。)
実施した取組、 実施予定の取組	対象となる産業廃棄物の種類や取組内容を具体的に記入してください。
自ら行う(特別管理)産業廃棄物の分別に関する事項	
	産業廃棄物の種類別の取組について、「①現状(前年度実績)」と「②計画(目標)」を記入してください。特に目標については、よく検討ください。
自ら行う(特別管理)産業廃棄物の再生利用に関する事項	
	上記に同じ。
自ら行う(特別管理)産業廃棄物の中間処理に関する事項	
	上記に同じ。
自ら行う(特別管理)産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	
	上記に同じ。
(特別管理)産業廃棄物の処理の委託に関する事項	
	上記に同じ。
その他留意事項	
別紙の添付について	それぞれの欄に記入すべき事項の全てが記入できないときは、その欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付してください。 該当事項がないときは、「—」を記入してください。
個人情報の記載について	<u>処理計画書はインターネットにより公表されますので、代表者印、社員の個人名等個人情報に該当する内容については、一切記載しないようにしてください。</u>

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 年 月 日

和歌山市長 様

提出者 〒641-1111
住 所 和歌山市〇〇町〇丁目〇〇番地
氏 名 和歌山市建設株式会社

代表取締役 和歌山太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 073-〇〇〇-〇〇〇〇

社印、代表者印等
は押さないでくだ
さい

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	和歌山市建設株式会社 〇〇支店
事業場の所在地	和歌山市〇〇町〇丁目〇〇番地
計画期間	平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	〇〇〇〇万円
③ 従業員数	〇〇人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化 ・木くず→再生処理業者に委託して、チップ(パルプ用、燃料用)として再資源化 ・舗装工事 がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化

当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。書ききれない場合は、別紙を添付してください。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
<p>(管理体制図)</p> <p>別紙管理体制図のとおり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 管理体制図には役職名と産業廃棄物処理に係る役割を記載する。<u>(個人名が記載されていることがないように十分注意してください。)</u> 書ききれない場合は、別紙を添付してください。 </div>						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
	【前年度（平成〇〇年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	排 出 量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善 (汚泥) ・実寸発注の実施 (木くず) ・余剰材の引き取り (木くず)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	排 出 量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記取組みを実施する予定 ・梱包材の簡素化 (廃プラスチック類と木くず) ・ユニット化持込 (ガラスくず)					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類 (コンクリート塊、アスファルト塊) 木くずは分別する。 <u>石綿含有産業廃棄物については、コンクリート塊に混入しないよう石綿取扱い前後の作業工程を十分検討し、破片や粉末が混入することがないようにビニールシートなどを利用作業工程を工夫して分別し、飛散しないよう保管する。</u>					
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、石膏ボード、金属くず、紙くずについても分別を実施する。				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（平成〇〇年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・自ら利用を実施する（がれき類）					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（平成〇〇年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) ・脱水できる場合は脱水している						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・選別施設を設置し、再生利用する。						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成〇〇年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成〇〇年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず		
	全処理委託量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。					

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	木くず	
	全処理委託量	〇〇 t	〇〇 t	〇〇 t	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	〇 t	〇 t	〇 t	t t
	再生利用業者への 処理委託量	〇 t	〇 t	〇 t	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	〇 t	〇 t	〇 t	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	〇 t	〇 t	〇 t	t t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から剪定する。 ・電子マニフェストの導入を進め、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能な廃棄物は再生利用業者、熱回収業者への処理委託する。 ・委託先処理業者は定期的に現地確認する。 				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書の記入要領

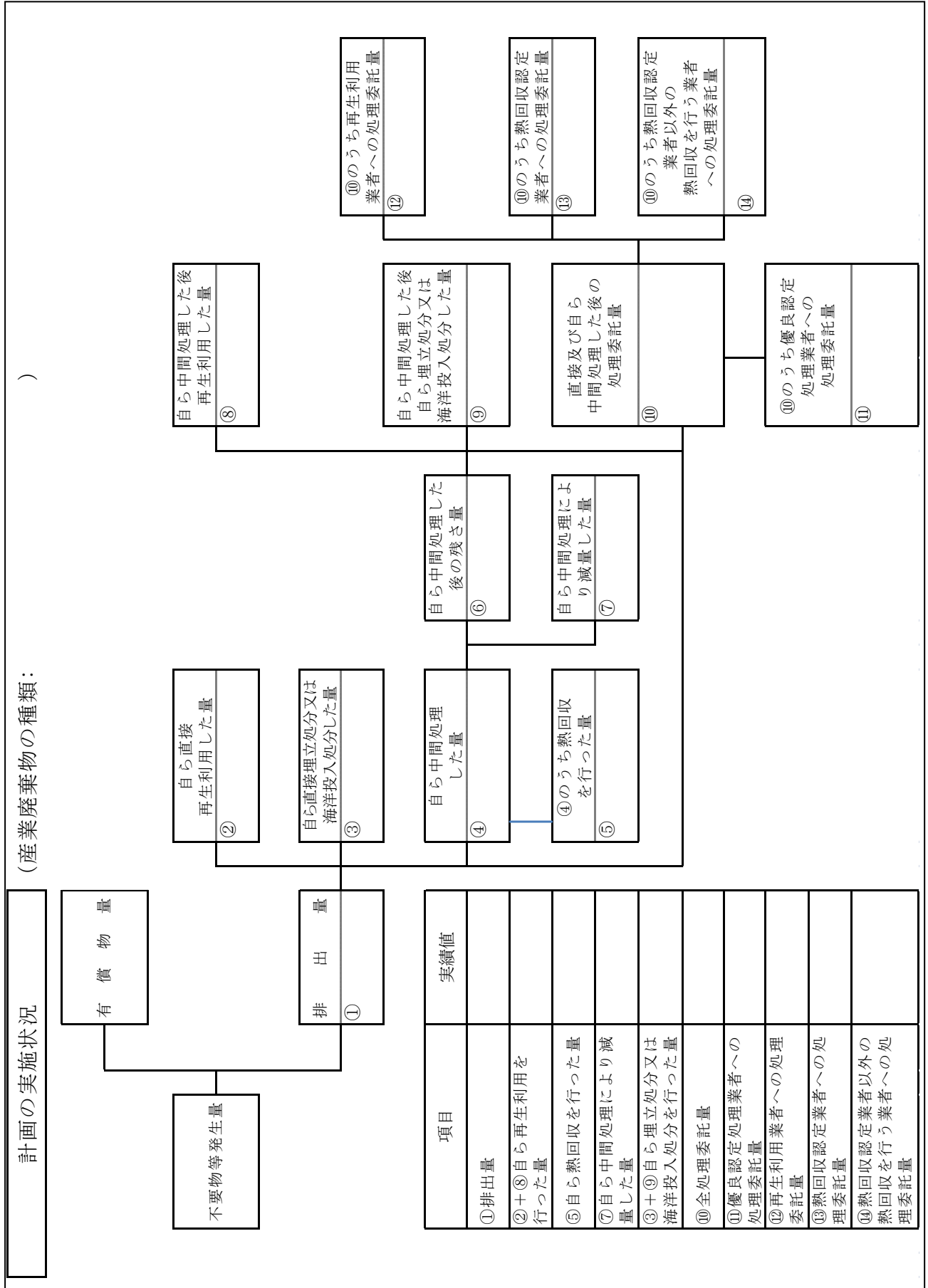
項 目	説 明
提出者	<p>提出者は排出事業者が法人の場合はその代表者です（ただし、計画書の作成単位である支店等の代表者で提出することも可能）。」個人の場合は個人の氏名と屋号も記載してください。<u>代表者印、会社印等は押印しないでください。</u></p> <p>住所には郵便番号を記載してください。</p>
事業場の名称	<p>処理計画における「事業場」とは「現場」を総括的に管理している支店や営業所を単位とします。そのため、その支店名、営業所名を記載してください。</p> <p>※現場と支店が異なる行政庁に位置する場合は、現場が位置する各行政庁単位で作成になります。</p>
事業場の所在地	<p>上記事業場の所在地を記入してください。</p>
事業の種類	<p>日本標準産業分類の「大分類D－建設業」に該当する中分類コード及び事業区分（06 総合工事業、07 職別工事業、08 設備工事業）の中からご記入ください。</p>
計画期間	<p><u>前年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記載した計画期間</u>を記入してください。</p>
産業廃棄物処理計画における目標値	<p>項目ごとに、<u>前年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記載した目標値</u>を記入してください。</p>
第2面	<p>第3面の備考4を参照。</p>
<p>その他留意事項</p>	
<p>個人情報記載について</p>	<p><u>処理計画書実施状況報告書はインターネットにより公表されますので、代表者印、社員の個人名等個人情報に該当する内容については、一切記載しないようにしてください。</u></p>

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>			
和歌山市長 様		提出者 〒641-1111 住 所 和歌山市〇〇町〇丁目〇〇番地 氏 名 和歌山市建設株式会社 代表取締役 和歌山太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 073-〇〇〇-〇〇〇〇	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;"> 社印、代表者印等は押さないでください </div>	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	和歌山市建設株式会社 〇〇支店		
事業場の所在地	和歌山市〇〇町〇丁目〇〇番地		
事業の種類	06 総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	〇〇〇〇 t	全 処 理 委 託 量	〇〇〇 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	〇〇 t	優良認定処理業者への処理委託量	〇〇 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	〇〇 t	再生利用業者への処理委託量	〇〇 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	〇〇 t	認定熱回収業者への処理委託量	〇〇 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	〇〇 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	〇〇 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。